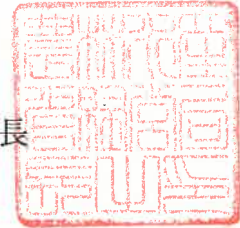


30経営第3148号
平成31年3月29日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長



「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明
事務等の取扱いについて」の一部改正について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）、
所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）、租税特別措置法施
行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）及び租税特別措置法施
行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第26号）の施行に伴い、「農
地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱い
について」（昭和51年7月7日付け51構改B第1254号農林省構造改善局長通知）
の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知願います。

また、別紙については、国税庁課税部と協議済みであることを申し添えます。
なお、貴傘下団体に対して、貴職より周知をお願いします。